

# サステナビリティ基準委員会（SSBJ）がサステナビリティ開示基準を公表

ポイント解説 | 有限責任 あずさ監査法人

サステナビリティ基準委員会（SSBJ）は、2025年3月5日に、以下の3つのサステナビリティ開示基準（以下、「SSBJ基準」という）を公表しました。

- ・ サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」
- ・ サステナビリティ開示テーマ別基準第1号「一般開示基準」
- ・ サステナビリティ開示テーマ別基準第2号「気候関連開示基準」

## ポイント

### SSBJ基準の概要

- 適用対象企業の定めはないがプライム上場企業が適用すること、また、SSBJ基準に基づく開示が有価証券報告書に含まれることを想定して基準が開発されている。
- 国際的な比較可能性の確保のため、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が公表するIFRS®サステナビリティ開示基準（以下、「ISSB™基準」という）の要求事項を基本的にすべて取り入れている。そのうえで、ISSB基準の要求事項に代えてSSBJ基準独自の取扱いを認める容認規定があるほか、SSBJ基準独自の追加開示を求める定めも一部ある。
- 開示すべき項目は、「ガバナンス」・「戦略」・「リスク管理」・「指標及び目標」の4つの要素ごとに定められている。

### 公開草案からの変更点

- 指標の算定期間とサステナビリティ関連財務開示（および関連する財務諸表）の報告期間が一致しない場合、報告期間に合わせる点が、公開草案から変更されている。

### 適用時期

- 強制適用時期の定めはない。強制適用時期および適用対象企業等については、金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」における議論に基づき、今後、金融庁が法令において定める予定である。
- 公表日以後終了する年次報告期間から、任意適用が可能。

### 企業の実務に与える影響

- SSBJ基準に準拠してサステナビリティ情報の開示を行う場合、情報の作成プロセスや時期等について、企業の実務に広範な影響が生じる可能性がある。

## 1. 公表の経緯

SSBJは、わが国におけるサステナビリティ開示基準を開発すること等を目的として、2022年7月に設立されました。SSBJは、グローバル・ベースラインとされるISSB基準と整合的な基準を開発することが市場関係者にとって有用であるとの認識のもと、IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」およびIFRS S2号「気候関連開示」に相当する基準の開発に着手しました。2024年3月および11月には、公開草案を公表し、これに対して寄せられた意見等について検討を重ね、2025年3月5日に最終基準を公表しました。

## 2. SSBJ基準の全体像

### (1) 開発にあたっての基本的な方針

SSBJ基準は、基準を適用した結果として開示される情報が、国際的な比較可能性を大きく損なわないものとするため、原則として、国際基準（ISSB基準）の定めをすべて取り入れる方針で開発されています。そのうえで、ISSB基準の要求事項に代えてSSBJ基準独自の取扱いを認める容認規定があるほか、SSBJ基準独自の追加開示を求める定めも一部あります。

### (2) SSBJ基準の構成

SSBJ基準は、以下の3つの基準で構成されています。

	基準名	内容
サステナビリティ開示 ユニバーサル基準	サステナビリティ開示基準の適用 (以下、「適用基準」)	サステナビリティ関連財務開示を作成する際の基本となる事項を定める (IFRS S1号の <a href="#">コアコンテンツ以外</a> の定めに相当)
サステナビリティ開示 テーマ別基準	一般開示基準 (以下、「一般基準」)	サステナビリティ関連のリスク・機会に関して開示すべき事項( <a href="#">コア・コンテンツ</a> )を定める (IFRS1号の <a href="#">コアコンテンツ</a> の定めに相当)
	気候関連開示基準 (以下、「気候基準」)	気候関連のリスク・機会に関して開示すべき事項( <a href="#">コア・コンテンツ</a> )を定める (IFRS S2号に相当)

※参考となる文書として、今後公表予定の「補足文書」や「SSBJハンドブック」(SSBJ事務局から公表予定の解説)は、SSBJ基準を構成せず、強制力は有しない(適用基準BC15項)。

### (3) 適用対象企業

SSBJ基準は、プライム上場企業に適用することを想定して開発されています。ただし、適用対象企業の定めはなく、具体的な適用対象企業は、今後、金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」(以下、「サステナWG」という)での議論に基づき、金融庁が法令で定めることが想定されています。

### (4) 金商法上の位置付け

SSBJ基準公表時点において、SSBJ基準の金融商品取引法上の位置付けは確定していないものの、SSBJ基準に基づく開示は有価証券報告書に含められることが想定されています。

なお、SSBJ基準は、(法令に基づかず)任意で開示する場合も適用できるとされ、その場合の別段の取扱いが定められています。本稿では、特に明記しない限り、法令の定めに基づく開示を前提として解説します。

### 3. 適用基準の概要

適用基準は、サステナビリティ関連財務開示を作成・報告する際の基本となる事項を示した基準です（1項）。ポイントとなる主な定めについては、以下のとおりです。

#### (1) 何を開示するのか

投資家等の意思決定に役立てるため、「企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスクと機会に関する情報」を提供する開示（サステナビリティ関連財務開示）が求められます（4項、34項）。

このため、「重要性がある情報」についてのみ開示が求められ、情報に重要性がない場合には、基準で具体的な開示項目を列挙されていたり、最低限開示すべき事項を定められている場合であっても、開示する必要はないとされています（22項）。

#### 報告企業

SSBJ基準では、報告の対象とする企業の範囲を「報告企業」と表現しています。サステナビリティ関連財務開示の「報告企業」は関連する財務諸表と同一となります。連結財務諸表を作成する場合、連結財務諸表に含まれる企業集団が「報告企業」となります（5-6項）。

#### (2) 財務諸表とのコネクティビティ（つながり）

サステナビリティ関連財務開示は、関連する財務諸表を補足し、補完するものとされています。このため、SSBJ基準では財務諸表とのコネクティビティ（つながり）を促進させるための定めがいくつかあります。例えば、サステナビリティ関連財務開示を以下のように報告することが求められています。

- ・ 財務諸表と同じ報告期間を対象とし、財務諸表と同時に報告する（67-68項）
- ・ 情報が関連する項目間／サステナビリティ関連財務開示内の開示間／サステナビリティ関連財務開示とその他の一般目的財務報告の情報間のつながりを理解できるように情報を開示する（29-31項）

#### (3) ガイダンスの情報源

SSBJ基準では、「企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスクと機会」を識別するにあたり、また、識別したリスクと機会に関する「重要性がある情報」を識別するにあたり、IFRS財団が公表する産業別基準である「SASBスタンダード」（2023年12月最終改訂）を「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」情報源としています（41項、52項）。

#### (4) バリューチェーン情報

サステナビリティ関連のリスクと機会は、企業のバリューチェーン全体にわたる企業のステークホルダー、社会、経済および自然環境との相互作用からが生じるとされています。このため、識別したリスクと機会のそれぞれに関連して、合理的で裏付け可能な情報を用いて、バリューチェーンの範囲を決定する必要があります（46-47項）。

#### (5) 比較情報

当期に開示されるすべての数値について前期の比較情報を開示することが求められています。加えて、有用な場合は説明的および記述的な情報についても比較情報を開示することが必要となります（73項）。

## 4. 一般基準の概要

一般基準は、サステナビリティ関連のリスク・機会に関して開示すべき事項（コア・コンテンツ）を定めた基準です（1項）。

一般基準は、具体的なテーマ別基準が存在しない場合において適用され、現時点では、気候関連以外（例えば、人的資本や生物多様性）に関するテーマ等について開示する場合に適用されることとなります。

ISSB基準と同様に、4つの要素（①ガバナンス、②戦略、③リスク管理、④指標及び目標）ごとに、それぞれ開示目的とそれを達成するための開示要求が定められています。

一般基準の主な開示要求は以下のとおりです。

ガバナンス	①	サステナビリティ関連のリスクと機会の監督に責任を負う <u>ガバナンス機関または個人</u> に関する事項	9-10項
	②	サステナビリティ関連のリスクと機会をモニタリング、管理、監督するために用いる <u>ガバナンスのプロセス、統制および手続における経営者の役割</u> に関する事項	
戦略	①	企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得る <u>サステナビリティ関連のリスクと機会</u>	12項
	②	リスクと機会が企業のビジネス・モデルとバリューチェーンに与える影響	
	③	リスクと機会の <u>財務的影響</u>	
	④	リスクと機会が企業の <u>戦略と意思決定</u> に与える影響	
	⑤	①のサステナビリティ関連のリスクに関連する企業の戦略とビジネス・モデルの <u>レジリエンス</u>	
リスク管理	①	「リスク」を識別、評価、優先順位付けし、モニタリングするために用いる <u>プロセスおよび関連する方針</u> に関する情報	29項
	②	「機会」を識別、評価、優先順位付けし、モニタリングするために用いる <u>プロセス</u> に関する情報	
	③	①②のリスクと機会に関するプロセスが、 <u>全体的なリスク管理プロセスに統合</u> され、用いられている程度、ならびにその統合方法および利用方法に関する情報	
指標及び目標	指標	① 適用されるSSBJ基準が要求している指標 (具体的に適用される定めがSSBJ基準に存在しない場合、適用基準のガイダンスの情報源の定めを適用して指標を識別する) ② 企業が測定し、モニタリングするために用いている指標 ③ 企業に関連する <u>産業別の指標のうち、主なもの</u>	32-34項
	目標	① (該当がある場合) 戦略的目標の達成に向けた進捗をモニタリングするために企業が設定した目標 ② (該当がある場合) 法令により満たすことが要求されている目標	39項

(出所：一般基準を基にあずさ監査法人作成)

## 5. 気候基準の概要

気候基準では、一般基準と同様に、4つの要素（①ガバナンス、②戦略、③リスク管理、④指標及び目標）ごとに、開示要求が定められています。気候基準の特徴的な開示は、主に以下のとおりです（本稿において、一般基準と同様の開示要求は省略しています）。

### (1) 戦略

物理的リスク・移行リスク	開示対象とする気候関連のリスクを説明するにあたり、識別されたリスクが <u>物理的リスク</u> と <u>移行リスク</u> のいずれに該当するかを開示する	19項(2)
移行計画	企業が識別されたリスク・機会にこれまでどのように対応してきたか、また、これから対応する予定であるかを開示するにあたって、 <u>移行計画がある場合には、移行計画の内容を開示する</u>	28項(1)、 29項(3)
シナリオ分析	企業が気候リスクへのレジリエンスに関する評価を説明するにあたり、企業の状況に見合ったアプローチを用いて、 <u>シナリオ分析を使用する</u>	33項

（出所：気候基準を基にあずさ監査法人作成）

### (2) 指標及び目標

産業横断的指標等	以下の産業横断的指標等に関する情報を開示する <b>(1) GHG排出 (2) 気候関連の移行リスク</b> <b>(3) 気候関連の物理的リスク (4) 気候関連の機会</b> <b>(5) 資本投下 (6) 内部炭素価格 (7) 報酬</b>	46項
GHG排出	スコープ1・スコープ2・スコープ3のGHG排出の絶対総量を開示する	47項
測定	<b>(原則)</b> <u>GHGプロトコル (2004年) (*1)</u> で測定 <b>(例外)</b> <u>法域の法令等で異なる測定方法が要求される場合は、当該方法で測定可能</u> (※日本では、 <u>温対法 (*2)</u> に基づく報告を利用することが想定される)	49項
スコープ2排出	<u>ロケーション基準による情報に加え、スコープ2GHG排出を理解する上で必要な契約証書を有している場合には、次のいずれかを開示する</u> <b>① 契約証書に関する情報</b> <b>② マーケット基準による排出量（測定方法の開示含む）</b>	53-54項
スコープ3排出	● <u>15の 카테고리別にスコープ3GHG排出を開示する</u> ● <u>ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報を開示（資産運用／商業銀行／保険に関する活動を行っている場合。ただし、これらを業として営むことについて企業が活動する法域の法律等により規制を受けていない場合は省略可）</u>	55項 57-59項
産業別の指標	主なものを開示する (開示する指標の決定にあたり、 <u>ISSBの「産業別ガイダンス」を参照し、その適用可能性を考慮しなければならない</u> )	86項
気候関連の目標	GHG排出量に関する目標については、追加的な開示項目がある	97項

（出所：気候基準を基にあずさ監査法人作成）

\*1：「温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準（2004年）」（以下、同様）

\*2：「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度」

## 6. 公開草案からの主な変更点

### (1) 指標の報告のための算定期間

指標の算定期間とサステナビリティ関連財務開示（および関連する財務諸表）の報告期間が一致しない場合、報告期間に合わせることが要求されます（適用基準68項）。この点、例えば、温対法に基づく報告を用いてGHG排出を開示する場合、温対法によるGHG排出量の算定期間と報告期間が一致しないケースでは、原則として報告期間に係るGHG排出量を算定する必要がある点が公開草案から変更されています（気候基準BC126-127項）。

### (2) その他の変更点

ISSB基準に追加することを提案していた以下の定めについては、削除されています。

- ガイドンスの情報源の適用可能性を考慮する際の文書化の定め
- レジリエンスの評価の頻度の定め
- スコープ1、スコープ2およびスコープ3のGHG排出の絶対総量の合計値の開示（気候基準BC115-116項）
- 同じ目的において複数の内部炭素価格を用いる場合および複数の目的で内部炭素価格を用いる場合の取扱い

また、IFRS S2号が今後改訂される蓋然性が高い点を考慮し、「GICSを用いた産業別に分解したファイナンス・エミッションの絶対総量及びグロス・エクスポージャーに関する情報」は当面の間、開示しないことができるとする取扱いが追加されています（気候基準C7項）。

## 7. 適用時期および経過措置

### (1) 適用時期

公表日以後終了する年次報告期間から、任意適用が可能です（適用基準92項等）。

SSBJ基準には、強制適用時期の定めはありません。今後、サステナWGでの議論に基づき、金融庁が法令で定めることが想定されています。

### (2) 経過措置

SSBJ基準では、以下の経過措置が設けられています（適用基準93-94項、一般基準42項、気候基準102-103項）。

1	比較情報	適用初年度において、比較情報の開示は要求されない
2	気候以外のサステナビリティ情報	適用初年度において、「気候基準」に準拠して気候関連のリスク・機会のみについての情報を開示することができる（*1）
3	GHGプロトコルに基づく測定	適用初年度の直前年度においてGHG排出の測定に「GHGプロトコル（2004年）」または法域の法令等が要求している方法以外の測定方法を用いていた場合、適用初年度において、当該測定方法を用いることができる（*2）
4	スコープ3GHG排出量の報告	適用初年度において、スコープ3GHG排出を開示しないことができる（*1）

\*1：経過措置の適用により免除された情報については、適用2年目において比較情報の開示が免除される。

\*2：適用2年目においても、比較情報の開示にあたり上記3の方法を引続き使用できる。

なお、法令において、別途、経過措置が定められる場合、その経過措置に従うこととなります（適用基準BC176項）。同時報告に係る経過措置については、サステナWGの議論に基づき、今後、金融庁が法令で定めることが想定されています。

## 8. 企業の実務に与える影響

SSBJ基準の適用は、企業のサステナビリティ情報の開示実務にさまざまな影響を及ぼすことが想定されます。想定される実務影響には、例えば、以下のものがあると考えられます。

### 開示対象とするサステナビリティ課題の変化

SSBJ基準では、投資家等に有用な情報を提供することに焦点をあて、リスクや機会が企業に与える財務的影響の観点から開示情報の重要性を検討する、いわゆる「財務的マテリアリティ (financial materiality)」の考え方が採用されています。従来、多くの企業は「財務的マテリアリティ」以外の観点（例えば、社会や環境に与えるインパクトの重要性の観点）も意識して開示を行ってきたことから、開示対象とすべきサステナビリティ課題に変化が生じる可能性があると考えられます。

### 気候シナリオ分析の実施

SSBJ基準では、気候関連のリスクと機会について開示する場合、シナリオ分析を実施したうえで、気候レジリエンスを評価し、開示することが必須となります。シナリオ分析の実施にあたってはさまざまなアプローチが考えられますが、従来シナリオ分析を実施・開示していなかった企業においても、気候関連のさまざまなリスクと仮定から生じる影響を分析したうえで、企業の戦略に対する影響および対応力を理解し、気候レジリエンスを開示する必要があります。

### バリューチェーン情報の収集

SSBJ基準では、スコープ3GHG排出の開示が求められており、バリューチェーンにおける排出量に関するデータ収集等の対応が必要となります。このため、実務上、SSBJ基準の定めを考慮しながら、情報収集を実施する範囲を特定し、適時かつ適切に情報を収集するプロセスを構築する必要があると考えられます。

### 財務的影響の算定

SSBJ基準では、リスクと機会による現在の財務的影響および将来の予想される財務的影響について、原則として定性的情報のみならず、定量的情報の開示が求められます。このため、サステナビリティ推進部門が開示を主導する場合でも、財務的影響の算定にあたっては、財務・経理部門等、社内の機能横断的な連携が必要になると考えられます。

### 同時報告に向けた情報作成・開示プロセスの整備・運用

現行実務では、有価証券報告書の提出後に、統合報告等において詳細なサステナビリティ情報の開示が行われることが一般的です。しかし、SSBJ基準を適用する場合、財務諸表との同時報告に向けて、サステナビリティ情報の開示時期の早期化を検討する必要がありますと考えられます。

また、将来的に第三者による保証業務を受けることも見据えつつ、情報の信頼性確保に向けて一定の内部統制を整備・運用するほか、投資家等との効果的なコミュニケーションの実現に向けて、開示媒体間の情報の整理・統合を行うことが必要になる可能性もあります。

## 編集・発行

### 有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点およびそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査したうえで提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2025 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト© IFRS® Foundation すべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人はIFRS財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.orgでご確認ください。

免責事項 適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません（過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない）。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「SSB™」は商標です。「IFRS®」、「IASB®」、「FRIC®」、「IFRS for SMEs®」、「AS®」および「SIC®」はIFRS財団の登録商標であり、有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この商標が使用中および（または）登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。